第26回埼玉県学童保育合宿研究会

【テーマ】「公的保育制度、地方自治が岐路に立つ中で、学童保育の未来と私たちの課題を考える」

学童保育の発展は、根拠となる法律や国の制度がないなかで、保護者と指導員とが共同しながら学童保育そのものを自らつくり、保育内容も考え、そして、自治体に施策や補助をつくらせ（県は1973年）、国に予算（1991年）や法制度（1998年）を実現させてきました。

国が今年１月末に策定した**「子ども・子育てビジョン」**では、向こう５年間で学童保育の対象児童を30万人増やすこと、また、「ガイドラインを踏まえて質的な向上をめざす」と明記しました。また２月の衆議院予算委員会では厚生労働大臣自身が、指導員の仕事について「非常に専門的知識も必要だ」「継続した勤務」が必要と答弁しました。

その後、６月末「少子化社会対策会議」（会長は内閣総理大臣）は、これからの子どもに関する政策**「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」**を決定しました。この中では、現在は、市町村が保育の提供も含めた実施責任を負う形の保育制度について、今後は、「利用者と事業者との間の…契約制度」に変更し、かつ株式会社等も参入しやすくするなど市場・競争原理にもとづく保育の提供の方法を打ち出しました。公的保育制度を大きく変えてしまう内容です。

学童保育（放課後児童クラブ）については、「放課後児童給付（仮称）」という新しい名称に変え、「指定事業者ごとに利用登録する仕組みを導入し、登録児童数に応じて当該指定事業者に費用保障する仕組みを検討する」と明記してること等から、新しい保育所の制度と同様のしくみとする方向が検討されているようです。

また先の国会には、**「地域主権改革」**関連法案が提出されました。そこでは、①法律に基づいて定められている保育所等の「最低基準」は自治体にまかせる　②使途が定められている「ひもつき補助金の一括交付金化」等が主張されています。

学童保育には現在、法的義務を伴う「運営基準」もなく、市町村の責務も「利用促進の努力義務」にとどまっています。政府の主張する「地域主権」の流れの中では、学童保育の制度の改善は困難となることが想像できます。

政府は保育や福祉の制度をどう変えていこうとしているのか？国と地方の関係をどう変えていこうとしているのか？学童保育はどうなるのか？そして、私たちの課題は何かを考えたいと思います。

保護者と指導員とが共同で学童保育をつくり、行政を動かしてきた学童保育運動の原点に返ったとりくみが、いま、求められています。

日　時　2010年　９月11日（土）～12日（日）

会　場　埼玉県県民活動総合センター（けんかつ）

参加費　１，５００円

対　象　学童保育の保護者、指導員であればどなたでも参加できます。

申し込み　なるべく事前にお申し込み下さい。郵便局で入金のうえ、領収書と「申し込み用紙」を必ず一緒にＦＡＸでお送り下さい。振替用紙の通信欄に、入金額の内訳を明記してください。

埼玉県学童保育連絡協議会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-1005　TEL048(644)1571　FAX048(644)1572

e-mail：gakudoust@yahoo.co.jp　郵便振替　00160-7-93727　埼玉県学童保育連絡協議会

９月11日（土）	９月12日（日）
13:00開場　セミナーホール１（2F） 全体会　13:15～17:00 １．基調報告 ２．講義（１）「新しい保育制度改革、地域主権改革等をめぐる国の動きをどう見るか、住民運動の課題は何か」 （２）「いま学童保育づくりの原点に返ろう～学童保育は保護者と指導員の共同した運動でつくってきた」 ３．フリー討論　「学童保育はどうなる？私たちの運動の課題は何か？」 18:00～21:00　■代表委員会　205号室	9:30　開場 ※2日目からの方は205号室にお越し下さい 10:00～16:00　４分科会 ①大規模学童保育の分割・新設を進める　どう分ける？　子どもは、父母会は？ ②「福祉・教育の分野に指定管理者制度はなじまない」を広く社会の声に ③指導員の雇用・労働条件の改善を進めるために～労働条件の先進地の事例から学ぼう ④学童保育の運動・運営“力”スキルアップ講座 16:10～30　全体会　210号室

交通

ｈｐからご覧ください。

http://www.kenkatsu.or.jp/files/map.pdf

申　し　込　み　用　紙

市町村名	氏　　名	学　童　保　育　名
学童以外のTELなら→		TEL

○をつけて	現役の保護者　指導員　その他（　　）	分科会	１　２　３　４

参加費1,500円を添えて申し込みます

※郵便振替で入金し、その領収書のコピーと申し込み用紙を、必ず一緒にＦＡＸして下さい。

みんなで学び合いたいこと

1日目　全体会

１．**基調提案**　埼玉県学童保育連絡協議会

２．**講義**
①「新しい保育制度改革、地域主権改革等をめぐる国の動きをどう見るか、住民運動の課題は何か」
　【講師】渡辺繁博氏（埼玉自治体問題研究所事務局長）
②「いま学童保育づくりの原点に返ろう　～学童保育は保護者と指導員の共同した運動でつくってきた」　**【講師】小澤明子氏（さいたま市三橋小バイキングクラブ指導員）**

３．**フリー討論**　「学童保育はどうなる？　私たちの運動の課題は何か？」

2日目　以下の４つの分科会に分かれて学びます

■第１分科会　大規模学童保育の分割・新設を進める　どう分ける？子どもは、父母会は？　**【担当】県連協・大規模学童保育分離増設チーム**
　学童保育が生活の場としての役割を果たすためには、集団としての「適正規模」（40人まで）が必要です。「71人以上の大規模クラブ」は、私たちの運動を背景に、国・自治体が努力したこともあり、県内では139クラブから66クラブに減少しました。しかし、68～70人のボーダーラインが60クラブもあり、「適正規模」からはほど遠い現状には変わりがありません。
　引き続き大規模分割も課題ですが、保護者と指導員の関心は、分割の中身に移ってきているようです。そこで、今回の学習会では以下の点を学び、交流します。

①改めて、子どもたちの生活にとって「適正規模」の必要性を確かめる
②何を持って本当の分割と言うか？（「クラス制」と「クラブ制」の区分け等）
③大規模をどう分けるか？　子どもの住所毎で機械的に、学年の縦割り等／保護者会は１つのままか２つにするか　等　**【報告】渡辺紀子氏（草加市氷川児童クラブ指導員）**
④大規模改善の方針を明確に持っている地域の事例から学ぶ　　**【報告】依頼中**

■第２分科会　「福祉・教育の分野に指定管理者制度はなじまない」を広く社会の声に　**【担当】県連協・指定管理者制度チーム**
　県内で指定管理者制度の導入が止まりません。松伏町が今年度から、ふじみ野市が来年度から、北本市も近年の導入の検討を始めています。同制度導入から７年、公の施設を「効果的かつ効率的に運用すること」を目的として導入された制度ですが、社会福祉協議会や県の監査人等の当事者ないし当事者に近い団体等からも同制度に対して疑義の声や慎重な導入を求める声が上がっており、同制度自身が曲がり角に来ています。今回の学習会では以下の点を学び、交流します。

①学童保育以外の福祉や教育の分野においての導入状況とそれに対しての見解・とりくみに学ぶ
　※図書館、病院、保育所などの関係者に打診中
②当事者が運営主体となっている事業体（学童保育の会等）も「一業者」と見なされる扱いについて考える
【助言者】角田英昭氏（神奈川自治体問題研究所副理事長）

■第３分科会　指導員の雇用・労働条件の改善を進めるために～労働条件の先進地の事例から学ぼう　【担当】県連協・労働条件改善委員会

学童保育の量的整備については「小１の壁の解消」と称して政府も「5年間で対象児童30万人増等、それなりに本腰を入れ始めていますが、質の問題、なかんずく、指導員の雇用と労働条件についてはこれからです。「半数の指導員が勤続年数３年未満」という実態は、早急に改善を図る必要があります。そのためには、指導員の仕事と役割、専門性について理解し、それにふさわしい賃金と労働条件が整えられることが不可欠です。そのために、どうしたらよいかを事例をもとに考えます。

①「正規職員の非正規化、『全児童対策事業』へ施策の変更・改悪が進んでいる東京の中において、正規複数体制を維持している運動に学ぶ」　**【報告】高橋誠氏（東京都文京区指導員）**
②「県内トップ水準の賃金・労働条件をつくり、維持してきた所沢市の保護者・指導員・学童クラブの会の運動に学ぶ」　**【報告】松尾徹氏（所沢市学童クラブの会職員）**
③フリー討論

■第４分科会　学童保育の運動・運営“力”スキルアップ講座

法制化後12年が経過しましたが、施策・補助金、施設・設備、指導員の雇用と労働条件等々、まだまだ不充分です。国・自治体に対して改善に向けて運動を続けていく必要があります。

県内のこれまでの運動の結果、埼玉県には「運営基準」ができ、全国を上回る補助制度がつくられています。県下には約30市町に連絡協議会や学童保育の会等の地域組織もあります。行政と協同で学童保育の運営の仕組みをつくっている地域もあります。一方で、県補助基準額を下回る補助の地域、住民を行政の下請けのように見る地域も少なくありません。かくなる上は、私たち自身が「学童保育の運動力・運営力」をつけていく必要があります。

①「自治体とは何か？自治体に要望を届けるために私たちの課題は何か？」　**【講師】渡辺繁博氏（埼玉自治体問題研究所事務局長）**
②学童保育の制度・施策改善を進めるために　**【講師】内部（県連協）**
　ⅰ．学童保育をめぐる情勢と到達点　　ⅱ．県の学童保育の制度・施策の基礎知識
　ⅲ．市町村への要望（書）づくり、交渉・懇談、関係づくり
③フリー討論　市町村に対してどういう運動を進めていくか
　『日本の学童ほいく』誌の購読と普及・拡大にもふれて